

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600203号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600098号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和49年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和49年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和49年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、A社に昭和44年4月1日に入社し、昭和49年に配属先がC県からD県になったが、この間も継続して勤務していた。しかしながら、厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていない。

請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた証拠として、請求期間に係る給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持するA社の給与支給明細書、請求者に係る雇用保険被保険者記録並びにB社及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A社内の関連事業所に継続して勤務し(昭和49年10月1日にA社から同社E工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者が所持するA社の給与支給明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和49年9月30日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険

料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失年月日を同年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年9月30日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600208号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600099号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日及び平成22年7月12日は24万7,000円、同年12月14日及び平成23年7月14日は24万1,000円並びに同年12月14日は24万6,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年7月
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から④までの賞与明細書(写)及び請求期間⑤の冬季賞与明細一覧(写)(以下「賞与明細書(写)等」という。)により、請求者は、請求期間①から⑤までの賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、冬季賞与明細一覧(写)及び金融機関から提出さ

れた請求者の「普通預金お取引明細」で確認できる支給日及び振込日から、請求期間①は平成21年12月11日、請求期間②は平成22年7月12日、請求期間③は同年12月14日、請求期間④は平成23年7月14日及び請求期間⑤は同年12月14日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は24万7,000円、請求期間③及び④は24万1,000円並びに請求期間⑤は24万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月14日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600199号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600100号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月11日及び平成22年7月12日は24万2,000円、同年12月14日は23万7,000円、平成23年7月14日は24万8,000円並びに同年12月13日は25万4,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月14日及び同年12月13日は25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成23年7月14日及び同年12月13日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の各標準賞与額(平成23年7月14日は24万8,000円及び同年12月13日は25万4,000円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月
③ 平成22年12月
④ 平成23年7月
⑤ 平成23年12月

A社から平成21年12月、平成22年7月、同年12月、平成23年7月及び同年12月に賞与が支給されていた。しかし、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、年金額に反映しなくても事実即した記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された請求期間①から④までに係る賞与明細書（写）及び請求期間⑤に係る冬季賞与明細一覧（写）から、請求者は、請求期間①から⑤までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、当該期間の賞与振込日が確認できる同僚の預金通帳（写）及び請求者の預金通帳から当該期間の賞与振込日等を書き写した「賞与振込に係る資料」から、請求期間①は平成21年12月11日、請求期間②は平成22年7月12日、請求期間③は同年12月14日、請求期間④は平成23年7月14日及び請求期間⑤は同年12月13日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記賞与明細書（写）等において確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は24万2,000円、請求期間③は23万7,000円、請求期間④は24万8,000円並びに請求期間⑤は25万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年12月11日、平成22年7月12日、同年12月14日、平成23年7月14日及び同年12月13日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者が所持する賞与明細書（写）及び冬季賞与明細一覧（写）によると、請求者は、平成23年7月14日及び同年12月13日に標準賞与額25万9,000円に相当する賞与の支払を事業主から受けていたことが確認できることから、請求者のA社における同年7月14日及び同年12月13日の標準賞与額を25万9,000円に訂正することが必要である。

なお、平成23年7月14日及び同年12月13日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の各標準賞与額（平成23年7月14日は24万8,000円及び同年12月13日は25万4,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600224号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1600024号

第1 結論

昭和46年12月から昭和47年5月までの請求期間及び昭和48年2月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年12月から昭和47年5月まで
② 昭和48年2月から昭和53年3月まで

請求期間①の国民年金の加入手続については、私の母親が昭和47年頃に、当時居住していた市の支所(昭和53年から「行政センター」)で行った。請求期間②の厚生年金保険から国民年金への切替えに係る手続については、自身で行った記憶はない。請求期間の国民年金保険料については、納付時期及び納付金額についての記憶はないが、私か母親が同行政センターで納付しており、保険料を納付すると国民年金手帳に印鑑を押されていた記憶がある。

請求期間が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①について、母親が昭和47年頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、請求者自身は加入手続に直接関与しておらず、請求者の加入手続を行ったとする母親は既に亡くなっており証言を得ることができない上、請求期間②の厚生年金保険から国民年金への切替手続については、自身で行った記憶はないとしていることから、加入手続及び切替手続の状況が不明である。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から昭和53年11月頃と推認でき、請求者が主張する手続時期とは一致しない。

さらに、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、請求者自身又は母親が納付していたと主張しているが、納付金額及び具体的な納付時期について記憶がない上、母親は既に亡くなっており証言を得ることができないことから、請求者の保険料の納付状況が不明である。

加えて、前述の推認される請求者の国民年金の加入手続時点において、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付するためには、第3回特例納付により納付するほかなく、また、請求期間②の保険料を納付するためには、過年度納付及び第3回特例納付により納付するほかないが、請求者は請求期間①及び②の保険料を遡ってまとめて納付したことはないと述べている。

また、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を請求者の主張のとおり現年度納付するには、請求期間①及び②当時、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間①及び②前後から請求者の同手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住していた請求者に対して、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。